

### **3. 運行計画ルート等に関する 関係機関協議の経過報告**

# 1. 交通管理者との協議

## 協議日時

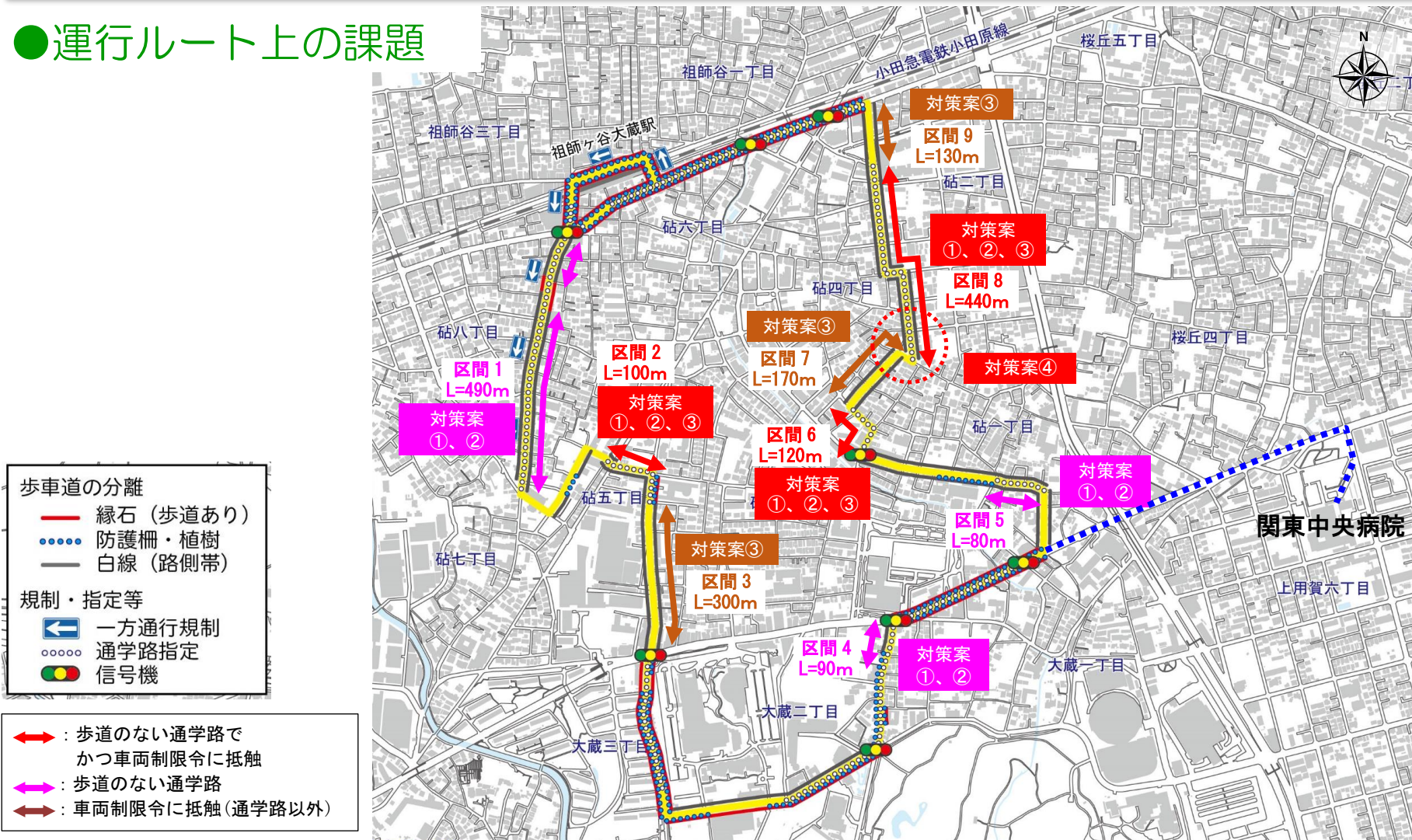
協議先	日時	主な内容
警視庁	平成30年6月5日（火） 14:00～15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>世田谷区の公共交通不便地域対策について</li> <li>砧地区での取組みについて</li> </ul>
	平成30年7月19日（木） 9:15～10:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行ルートの特徴等について</li> </ul>
	平成30年9月20日（木） 9:15～10:15	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行ルート、停留所(案)の説明</li> <li>通学路等での安全対策について</li> </ul>
成城警察	平成30年6月11日（月） 10:00～10:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>世田谷区の公共交通不便地域対策について</li> <li>砧地区での取組みについて</li> </ul>
	平成30年7月27日（金） 10:00～11:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行ルートの特徴等について</li> </ul>
	平成30年9月27日（木） 10:00～11:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行ルート、バス停の説明</li> <li>通学路等での安全対策について</li> </ul>
	平成30年10月29日（月） 10:00～11:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>実査での課題確認</li> </ul>

※   は前回の勉強会以後に開催したものの

# 1. 交通管理者との協議(運行ルート上の課題)

- 交通管理者との実査に先立ち、車両制限令の抵触区間や通学路にかかわる運行ルート上の課題をまとめ、課題箇所に応じた対策案を交通管理者に提示した。

## ● 運行ルート上の課題



# 1. 交通管理者との協議(運行ルート上の課題)

## ●対策案① (ハード面)

対象箇所	対策案	対策イメージ	対象箇所	対策イメージ	対策イメージ
通学路	①路面標示シートの設置		運行車両	⑤車両へのLED表示板の設置	
	②通学路標識(電柱)の設置				【表示例】
車両制限令抵触区間	③乗務員の運転マニュアルの作成	※次頁参照			
	④カーブミラーの設置				

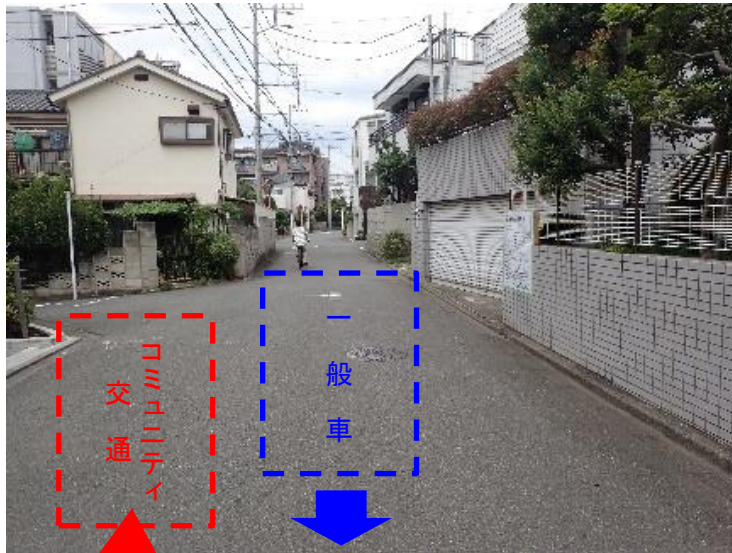


# 1. 交通管理者との協議(運行ルート上の課題)

## ●対策案② (ソフト面)

【車両制限令の抵触区間が短い場合のすれ違い方法】

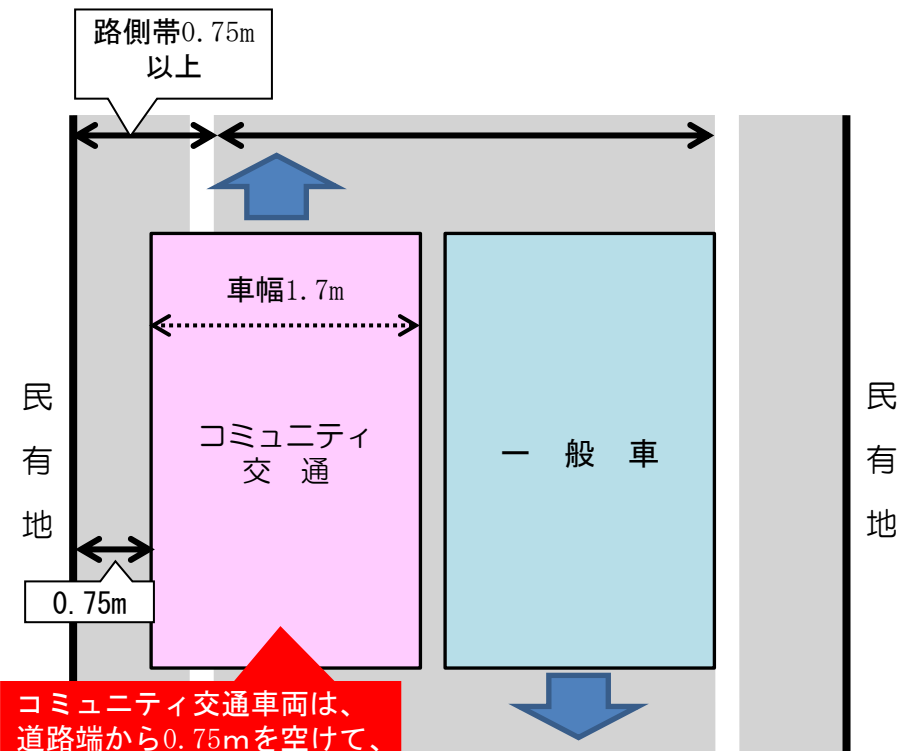
- 目視にて対向車の有無を確認し、対向車がいる場合には、コミュニティ交通車両は、広いスペースで対向車が通過するまで停車する



コミュニティ交通車両は、広いスペースで停車

【車両制限令の抵触区間が長い場合のすれ違い方法】

- 車両制限令に抵触する区間において、路側帯の幅員が0.75m以上ある場合には、コミュニティ交通車両は、道路端から0.75mを空けて対向車が通過するまで停車する。
- 上記のすれ違い方法を盛り込んだ運転マニュアルを作成し、安全運転を徹底する。

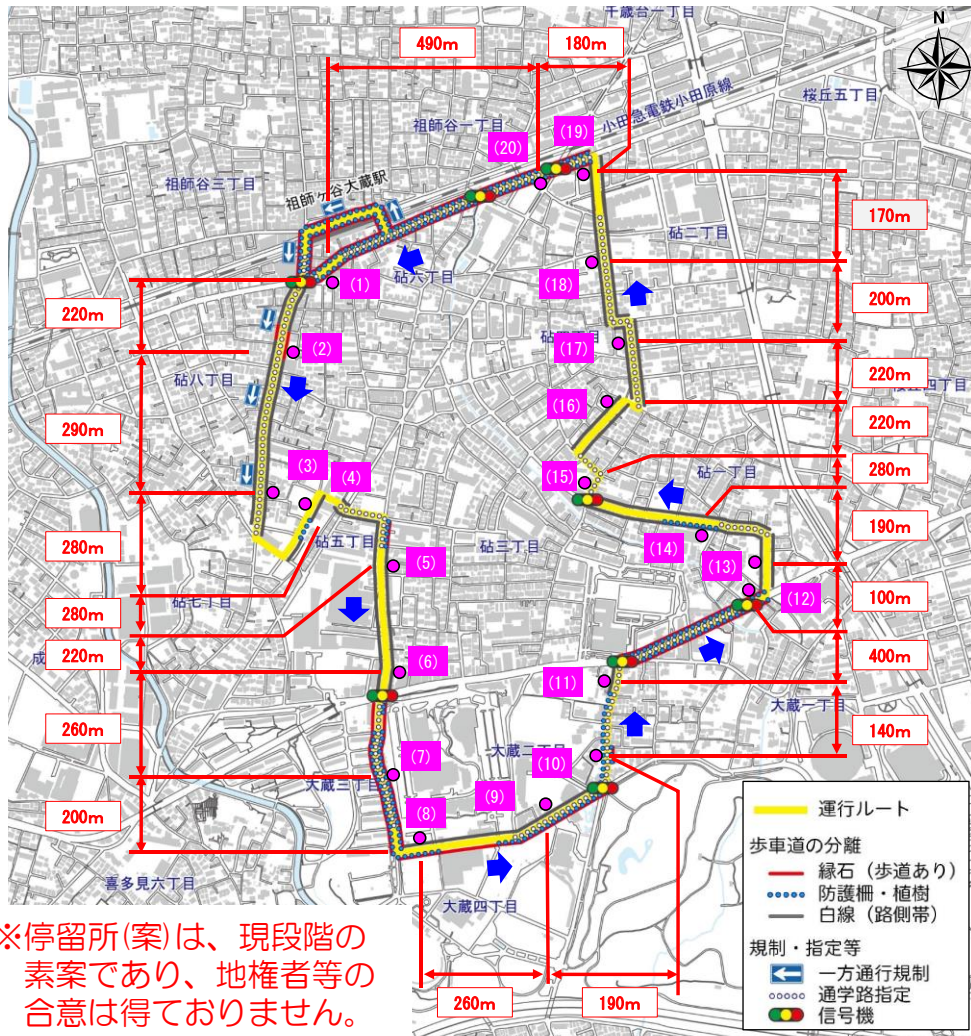


コミュニティ交通車両は、道路端から0.75mを空けて、対向車が通過するまで一旦停車する。

## 2. 交通管理者との現地確認

- これまでの勉強会等での意見を踏まえ、以下のルート(案)、停留所(案)で交通管理者との現地確認を実施した。

### ● 砧地区コミュニティ交通の運行概要(案)



※停留所(案)は、現段階の素案であり、地権者等の合意は得ておりません。

### 交通管理者との現地確認

#### 実施日

平成30年10月19日(金) 9時30分～

#### 出席者

警視庁：1名、成城警察署：1名、  
世田谷区：3名、コンサルタント：2名

#### 想定車両



全長×全幅×全高  
5,080×1,695×2,285(10人乗り)

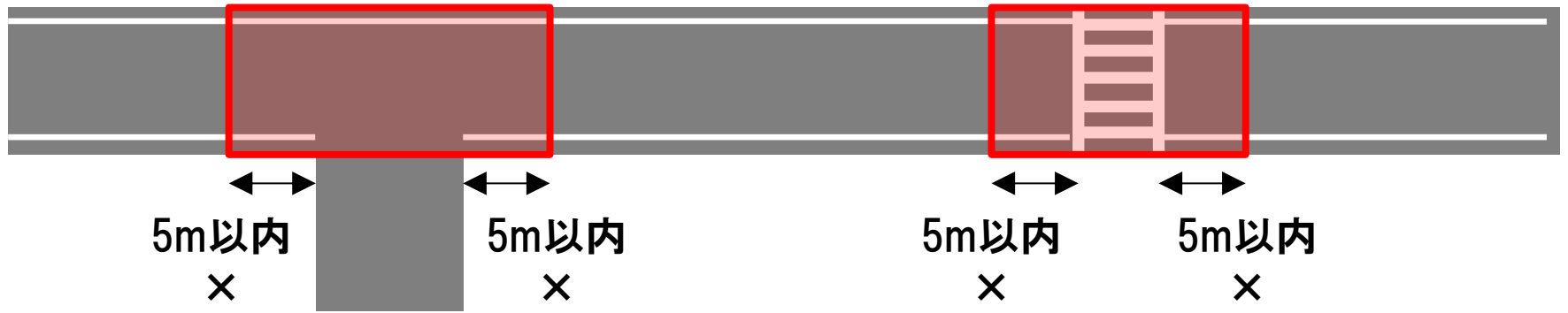
運行時間帯	9時～18時
ルート延長	4.8km
運行便数	15便/日(約36分間隔)
運行形態	片回り循環(反時計回り)

## 2. 交通管理者との現地確認(停留所設置時の留意点)

### ①設置できない箇所(駐停車禁止箇所) :

交差点から5mの範囲

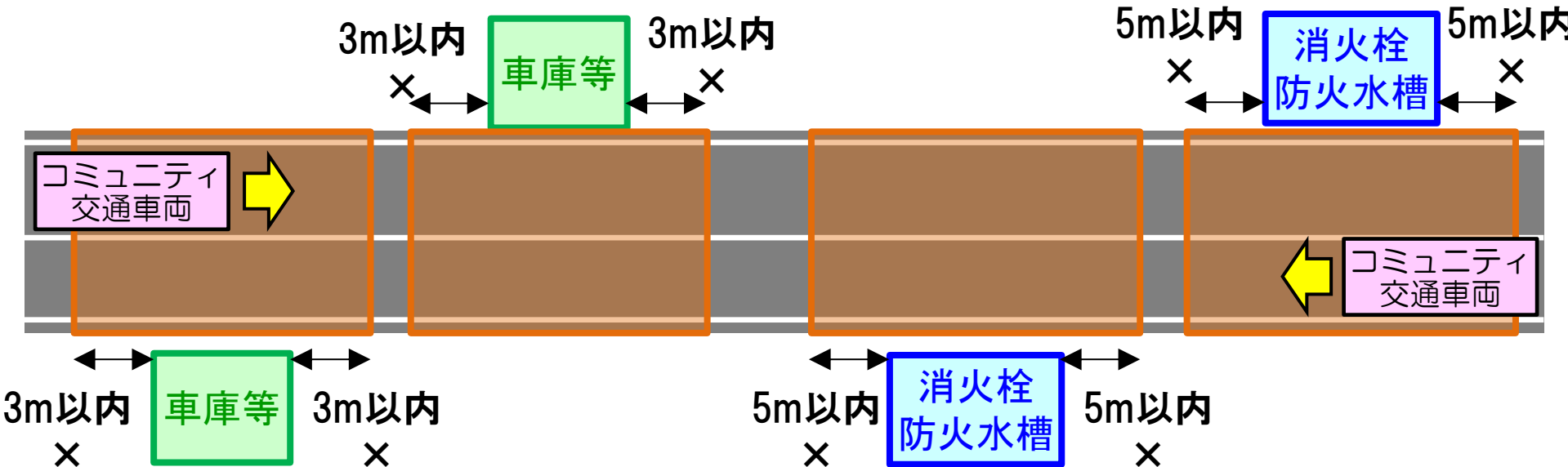
横断歩道から5mの範囲



### ②避けるべき箇所 :

車の出入り口から3mの範囲

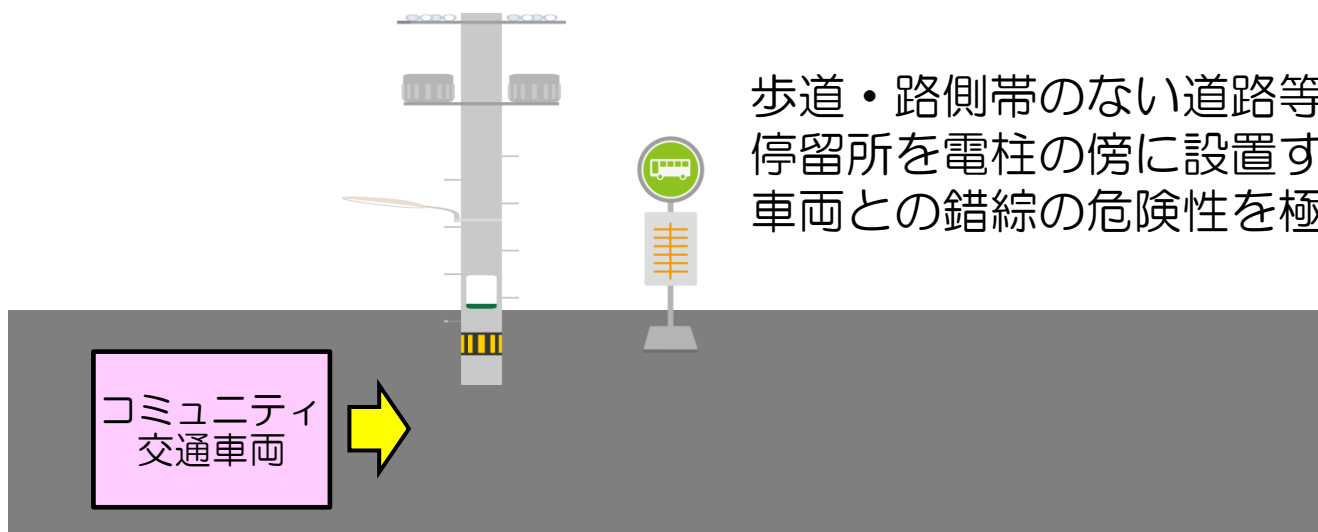
消火栓、防火水槽等から5mの範囲



## 2. 交通管理者との現地確認(停留所設置時の留意点)

### ③考慮すべき点 (バス待ち時の安全等)

(対策の例)



歩道・路側帯のない道路等では、  
停留所を電柱の傍に設置するなどして、  
車両との錯綜の危険性を極力軽減する。

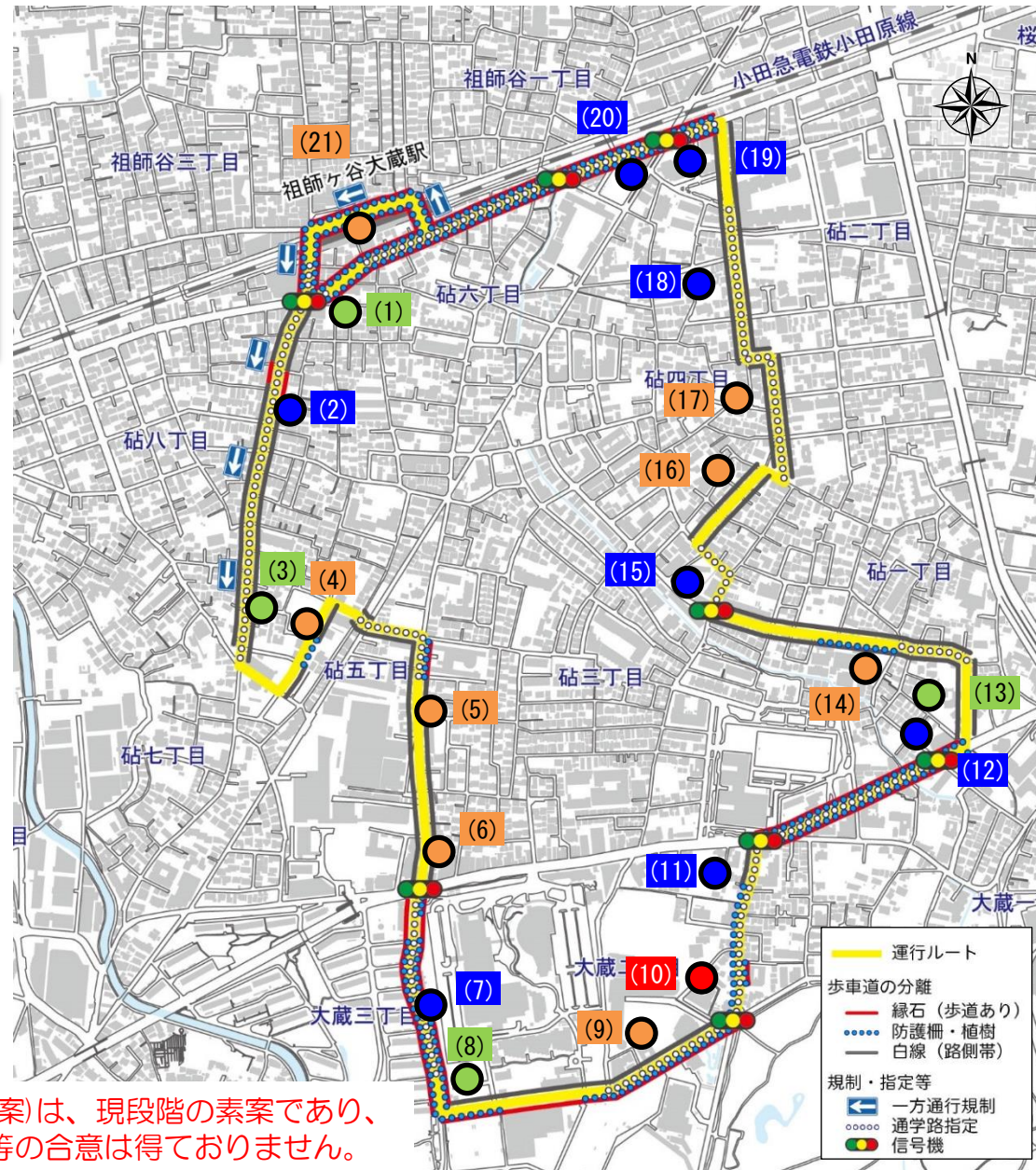


# 3. 停留所等の課題(停留所等の課題の評価)

## ● 停留所等の課題の評価

- 交通管理者との現地確認の結果を踏まえ、停留所(案)に対する設置の可否を4段階で評価

停留所(案)の評価結果		
設置可		● (Blue)
要検討	課題大	● (Orange)
	課題小	● (Green)
設置不可		● (Red)



※停留所(案)は、現段階の素案であり、地権者等の合意は得ておりません。

# 3. 停留所等の課題(停留所等の課題の評価)

## ●停留所別の課題の内容

停留所 番号	課題の 評価結果	課題の内容
1	課題小	事業者との調整
3	課題小	車両出入り口の位置を考慮し、設置位置の変更が必要
4	課題大	待ちスペースでの安全対策等が必要
5	課題大	車両出入口の位置を考慮し、設置位置の変更が必要（候補地なし）
6	課題大	設置位置を公共施設敷地内に変更することが必要
8	課題小	安全にバス待ちができる場所への設置位置の変更が必要
9	課題大	安全にバス待ちができる場所への設置位置の変更が必要
10	設置不可	隣接する車両出入口との距離が確保できないため設置不可
13	課題小	車両出入口の位置を考慮し、設置位置の変更が必要（候補地あり）
14	課題大	車両出入口の位置を考慮し、設置位置の変更が必要（候補地なし）
16	課題大	車両出入口、交差点の位置を考慮し、設置位置の変更が必要（候補地なし）
17	課題大	車両出入口の位置を考慮し、設置位置の変更が必要（候補地なし）
21	課題大	事業者との調整、城山通りからの右折

### 3. 停留所等の課題(停留所等の課題の評価)

#### ● 停留所別の課題の解決策（案）

停留所 番号等	課題の 評価結果	課題の解決策（案）
1	課題小	事業者との合意形成
3	課題小	設置場所を移動
4	課題大	白線ラインテープ等で待ちスペースを確保
5	課題大	大幅な設置場所の移動※隣接バス停との距離が近いため再検討が必要
6	課題大	大蔵地区会館前の花壇等撤去によるスペース確保を協議
8	課題小	設置場所の移動（周辺の電柱横への移動）
9	課題大	大蔵第二運動場への乗入、星美学園前歩道の利用を協議
10	設置不可	代替箇所なし
13	課題小	設置場所を移動
14	課題大	車庫地権者との合意形成
16	課題大	車庫地権者との合意形成、交差点付近での安全対策
17	課題大	車庫地権者との合意形成
21	課題大	事業者との合意形成、城山通りから右折する際の安全対策